平成２４年（フ）第３７５号
徳島市方上町切戸５番地の７
債務者　濱口　和美
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８２号
徳島県板野郡北島町中村字西ノ瀬92番地
債務者　中野　文雄
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１号
徳島県美馬市脇町別所5020番地
債務者　榎　　重夫
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第９６号
福岡県豊前市大字八屋53番地１　前川団地２号
債務者　安倍　浩二
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第５号
宮崎県延岡市日の出町２丁目２番地１　山口コーポ202
債務者　小田　春美
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２６９号
福井県あわら市下金屋29―５―14　角谷静男方、住民票上の住所福井市福新町310番地
債務者　利根川静馬
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６５号
福井市丸山２丁目1838番地　メゾン丸山101、旧住所福井市若栄町810番地
債務者　渡邊　賢一
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８７号
福井県吉田郡永平寺町山王第29号95番地
債務者　鶴田　鈴子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９２号
福井市学園２丁目７番６号
債務者　中山　絹子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０４号
福井市水越１丁目502番地
債務者　前田眞智子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０号
福井県坂井市春江町千歩寺第22号１番地22
債務者　宮崎　良則
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６３５８号
大阪市北区樋之口町１番４―103号
債務者　速水　浩城
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３５９号
大阪市北区樋之口町１番４―103号
債務者　速水　眞弓
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４０６号
大阪市平野区加美北５丁目７番16号
債務者　林雪子こと　安　　雪子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５５８号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目４番26―402号
債務者　丸山　陽子（旧姓吉峯）
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９２０号
大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目９番22号
債務者　辻西　邦子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６７号
大阪市大正区小林東３丁目９番８号
債務者　橋本しのぶ
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部